

# 林野火災 注意報 警報

🔥 2026年1月1日 運用開始 🔥

全国各地で発生した大規模林野火災を受け、本部町今帰仁村消防組合では、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用を開始しました。

**林野火災注意報・警報が発令された場合  
屋外での火の使用が制限されます。**

	林野火災注意報	林野火災警報
発令指標	<p>次の条件の①又は②のいずれかの条件に該当する場合</p> <p>① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下</p> <p>② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されている</p> <p>※当日に降水が見込まれる場合には、発令しない</p>	左記の発令指標に加え <b>「強風注意報」</b> が発表されている場合
周知方法	消防本部ホームページ、公式SNSへ掲載	左記に加え防災行政無線や消防車両での巡回広報
火の使用制限内容	<p>努力義務</p> <p>①山林、原野等において火入れをしないこと</p> <p>②煙火を消費しないこと</p> <p>③屋外において火遊び又はたき火をしないこと</p> <p>④屋外においては、可燃性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと</p> <p>⑤山林、原野等において屋外で喫煙をしないこと</p> <p>⑥残火（たばこの吸い殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること</p>	義務
罰則	なし	罰金又は拘留

**ゴミの焼却（野焼き）は禁止されています！**

家庭から出るごみ、畑や空き地等から出る草木など廃棄物を「野焼き（野外焼却）」することは、一部例外を除き原則として法律で禁止されています。

「たき火」を含め、焼却行為を行う場合は事前に、役場への届出と「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する恐れのある行為の届出書」を所轄の消防署へ提出する必要があります。※この届出は、消防が焼却行為を許可・承認するものではありません。

本部町今帰仁村消防組合消防本部

予防課（☎51-6222） 消防署（☎47-7119） 今帰仁分遣所（電話 56-1119）